○農林水産省告示第五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十年四月七日

農林水産大臣　若林　正俊

一　保安林の所在場所　福島県いわき市小川町上小川字和具一一三の一、一一四の一、平上片寄字菖蒲沢一の二、一の一一から一の一三まで、一の一七から一の一九まで、一の二七から一の二九まで、字堀田二八

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十年四月七日

農林水産大臣　若林　正俊

一　保安林の所在場所　福島県郡山市湖南町浜路字南町ケ小屋九九九、字北町ケ小屋九九八の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字南町ケ小屋九九九・字北町ケ小屋九九八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十年四月七日

農林水産大臣　若林　正俊

一　保安林の所在場所　岡山県高梁市玉川町玉字平石四五二の五、字下片ケ瀬五六二、字金迫上九〇三の五、玉川町増原字下山二七一七の一、二七一七の四、二七一八、二七一九の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十年四月七日

農林水産大臣　若林　正俊

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市吉田町吉田字川尻四三二八の一四（国有林。次の図に示す部分に限る。）、四三二三三の五〇（国有林）、四三二三三の一（次の図に示す部分に限る。）、掛合町入間一〇八一の九（国有林）、仁多郡奥出雲町小馬木一八六三の五

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市吉田町吉田字川尻四三六三の七（国有林。次の図に示す部分に限る。）、四三六三の三（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○特許庁告示第四号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十六条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十年四月七日

特許庁長官　肥塚　雅博

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第十号	平成二十年三月二十八日	株式会社プロテック 東京都八王子市打越町344番地6 代表取締役　古賀康史	株式会社プロテック 東京都八王子市打越町344番地6
		登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
二十三	先行技術調査（半導体機器）		

○国土交通省告示第四百三十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十年四月七日

国土交通大臣　冬柴　鐵三

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
三菱重工業株式会社横浜製作所　金沢工場	神奈川県横浜市金沢区幸浦一丁目8番地1	内燃機関	平成20年3月10日から平成25年3月9日まで
〃	〃	プロペラ（可変ピッチプロペラに限る。）	〃

○国土交通省告示第四百四十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十年四月七日

国土交通大臣　冬柴　鐵三

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
西芝電機株式会社　本社工場	兵庫県姫路市網干区浜田1000番地	発電機	平成20年3月10日から平成25年3月9日まで
〃	〃	電動機	〃
〃	〃	配電盤	〃
〃	〃	制御器	〃

○国土交通省告示第四百四十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十年四月七日

国土交通大臣　冬柴　鐵三

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社日立ニコトランスミッション　大宮事業所	埼玉県さいたま市北区吉野町一丁目405番地3	軸系の変速装置	平成20年3月10日から平成25年3月9日まで
〃	〃	軸系のクラッチ	〃